

參 考 資 料

I 関係法規	113
(1) 国会法（昭和22年4月30日法律第79号）（抄）	113
(2) 衆議院規則（昭和22年6月28日議決）（抄）	117
(3) 衆議院情報監視審査会規程（平成26年6月13日議決）	118
(4) 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）	123
(5) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を 図るための基準（平成26年10月14日）（最終改正：令和2年6月16日）（抄）	125
II 特定秘密の保護に関する法律のポイント（内閣官房資料）	127
III 国会報告の概要（令和2年6月16日閣議決定） 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の 概要	128
IV 各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（令和2年12月末現在） (内閣官房資料)	130
V 独立公文書管理監報告のポイント（令和2年6月19日） 「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について 独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント	133
VI 令和元年中に指定が解除された特定秘密一覧	134
VII 提示を受けた特定秘密一覧	135
VIII これまでの主な審査会意見と政府の対応状況	136
IX 会長及び委員一覧	154
X 参考人一覧	156
XI 活動経過一覧表	157

I 関係法規

(1) 国会法（昭和 22 年 4 月 30 日法律第 79 号）（抄）

〔情報監視審査会の設置〕

第 102 条の 13 行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第 12 条第 1 項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第 104 条第 1 項（第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第 3 条第 1 項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

〔調査のための報告〕

第 102 条の 14 情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第 19 条の規定による報告を受ける。

〔特定秘密の提出〕

第 102 条の 15 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出（提示を含むものとする。以下第 104 条の 3 までにおいて同じ。）を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2 前項の場合における特定秘密保護法第 10 条第 1 項及び第 23 条第 2 項の規定の適用については、特定秘密保護法第 10 条第 1 項第 1 号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条」とあるのは「第 102 条の 15 第 1 項」と、「審査又は調査であって、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第 23 条第 2 項中「第 10 条」とあるのは「第 10 条（国会法第 102 条の 15 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

3 行政機関の長が第 1 項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

4 前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

5 前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。

〔勧告〕

第 102 条の 16 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

2 情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

〔審査〕

第 102 条の 17 情報監視審査会は、第 104 条の 2（第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

2 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

3 前項の場合における特定秘密保護法第 10 条第 1 項及び第 23 条第 2 項の規定の適用については、特定秘密保護法第 10 条第 1 項第 1 号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条」とあるのは「第 102 条の 17 第 2 項」と、「審査又は調査であって、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第 23 条第 2 項中「第 10 条」とあるのは「第 10 条（国会法第 102 条の 17 第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

4 第 102 条の 15 第 3 項から第 5 項までの規定は、行政機関の長が第 2 項の求めに応じない場合について準用する。

5 情報監視審査会は、第 1 項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。

6 第 102 条の 15 第 3 項から第 5 項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「その特定秘密の提出」とあり、並びに同条第 5 項中「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

7 情報監視審査会は、第 1 項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

〔事務を行う者の制限〕

第 102 条の 18 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価（情報監視審査会の事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をい

う。）においてその事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。

〔特定秘密の利用又は知ることができる者の範囲〕

第 102 条の 19 第 102 条の 15 及び第 102 条の 17 の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

〔準用規定〕

第 102 条の 20 情報監視審査会については、第 69 条から第 72 条まで及び第 104 条の規定を準用する。

〔情報監視審査会に関する事項〕

第 102 条の 21 この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

〔官公署等に対する報告及び記録の提出要求〕

第 104 条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

3 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

4 前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

〔審査の要請〕

第 104 条の 2 各議院又は各議院の委員会が前条第 1 項の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第 2 項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第 3 項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

〔特定秘密を含む報告等の利用又は知ることができる者の範囲〕

第 104 条の 3 第 104 条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

附 則（抄）

（国会法等の一部を改正する法律（1条））（平成26年法律第86号）

〔施行期日〕

- 1 この法律は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）の施行の日から施行する。ただし、第3条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

〔準備行為〕

- 2 情報監視審査会の委員の選任のために必要な行為その他情報監視審査会の設置のために必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

〔検討〕

- 3 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

- 4 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化の方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 5 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 衆議院規則（昭和 22 年 6 月 28 日議決）（抄）

〔委員による特定秘密の閲覧〕

第 56 条の 5 委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

2 前項の規定は、委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

〔秘密を漏らした者に対する懲罰〕

第 234 条の 2 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと議院において議決した部分又は議院に提出（提示を含むものとする。次項において同じ。）がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付する。

2 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと委員会で決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

〔議員による特定秘密の閲覧〕

第 256 条の 2 議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

2 前項の規定は、議院の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(3) 衆議院情報監視審査会規程（平成 26 年 6 月 13 日議決）

〔設置の趣旨〕

第 1 条 情報監視審査会は、行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（同法第 12 条第 1 項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（同法第 3 条第 1 項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するものとする。

〔委員数〕

第 2 条 情報監視審査会は、8人の委員で組織する。

〔委員〕

第 3 条 委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

- 2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。
- 3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第 1 項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

第 4 条 委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

- 2 第 17 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第 5 条 委員に選任された者は、正当な理由がなければ、その任を辞することができない。

- 2 委員がその任を辞そうとするときは、理由を付し、会長を経由して、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

- 3 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

第 6 条 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。

〔会長〕

第 7 条 情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

- 2 衆議院規則第 101 条及び第 102 条の規定は、会長について準用する。

第 8 条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、情報監視審査会を代表

する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、会長の職務を行う。

〔開会〕

第 9 条 情報監視審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。

第 10 条 会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

2 衆議院規則第 67 条第 2 項の規定は、情報監視審査会の開会について準用する。

〔情報監視審査室〕

第 11 条 情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

〔定足数〕

第 12 条 情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

〔表決〕

第 13 条 情報監視審査会の議事については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

〔審査〕

第 14 条 情報監視審査会が議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その議決を要する。

2 情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

〔委員の発言〕

第 15 条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

〔議長及び副議長の出席及び発言〕

第 16 条 議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

〔審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言〕

第 17 条 情報監視審査会に審査の要請をした委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事 1 人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事 1 人は、当該要請に係る事案の審査が行われるとき限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長（常任委員長を除く。）及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事 1 人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事 1 人」とあるのは「両議院の合同審査会の会長並びに衆議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事 1 人及び当該会派以外の会派に所属する衆議院議員である理事のうちから互選された理事 1 人」

と、「委員長（常任委員長を除く。）及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）に規定する理事の互選については、衆議院規則第101条第2項及び第3項の規定を準用する。

〔特定秘密を利用し又は知ることができる者の範囲〕

第18条 国会法第102条の19及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第5条の4に規定する議院の議決により定める者は、前2条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。

〔委員の派遣〕

第19条 情報監視審査会において、調査又は審査のため委員を派遣しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

〔特定秘密の提出又は提示〕

第20条 情報監視審査会は、調査又は審査のため必要があるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めることができる。

〔勧告〕

第21条 情報監視審査会は、調査又は審査の結果に基づき必要があると認めるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、勧告を行うことができる。

2 情報監視審査会は、議長を経由して、国会法第102条の16第1項の勧告の結果とられた措置について、行政機関の長に対し報告を求めることができる。

〔報告書の提出〕

第22条 情報監視審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

2 情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。

3 議長は、前2項の報告書を公表するものとする。

〔会議の秩序保持〕

第23条 委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

〔休憩及び散会〕

第24条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

〔懲罰事犯の報告等〕

第25条 会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

2 衆議院規則第235条の規定は、情報監視審査会における懲罰事犯について準用する。

〔傍聴〕

第 26 条 情報監視審査会は、傍聴を許さない。

2 情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとすることができる。

〔特定秘密の保管〕

第 27 条 行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは両議院の合同審査会（会長が衆議院議員であるものに限る。）に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。

〔特定秘密の閲覧〕

第 28 条 委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

2 前項の規定は、第 32 条第 1 項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

〔会議録〕

第 29 条 情報監視審査会は、会議録を作成し、会長及び委員がこれに署名し、議院に保存する。

2 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。

3 会議録は、これを印刷して配付することをしない。

4 前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、これを印刷して各議員に配付する。ただし、第 23 条の規定により会長が取り消させた発言については、この限りでない。

第 30 条 情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委員は、情報監視審査会の会議録については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

3 前項の規定は、第 32 条第 1 項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

〔特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯の報告等〕

第 31 条 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

2 衆議院規則第 235 条の規定は、前項の懲罰事犯について準用する。

〔事務局〕

第32条 情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長1人その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第33条 事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

〔準用〕

第34条 衆議院規則第41条、第45条の2、第45条の3、第47条の2、第51条、第52条、第56条、第70条、第85条の2及び第234条の規定は、情報監視審査会について準用する。

附 則

〔施行期日〕

1 この規程は、国会法等の一部を改正する法律（平成26年法律第86号）の施行の日
〔平成26年12月10日〕から施行する。

〔衆議院政治倫理審査会規程の一部改正〕

2 衆議院政治倫理審査会規程（昭和60年6月25日議決）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「若しくは憲法調査会の会長」を「、憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長」に改める。

(4) 特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）（抄）

〔その他公益上の必要による特定秘密の提供〕

第 10 条 第 4 条第 5 項、第 6 条から前条まで及び第 18 条第 4 項後段に規定するものほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第 4 号までに掲げる場合を除く。）であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第 10 条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあっては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条の規定により行う審査又は調査であって、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの

〔ロ 省略〕

〔第 2 号以下 省略〕

〔第 2 項以下 省略〕

〔特定秘密の指定等の運用基準等〕

第 18 条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に關し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、毎年、第 1 項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聽かなければならない。

〔第 4 項 省略〕

〔国会への報告等〕

第 19 条 政府は、毎年、前条第 3 項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

〔国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方〕

第 10 条 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用す

るものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、
国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(5) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 26 年 10 月 14 日）（最終改正：令和 2 年 6 月 16 日）（抄）

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

5 特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者及び国会への報告

(1) 内閣総理大臣への報告等

- ア 行政機関の長は、毎年 1 回、(ア)から(シ)までに掲げる事項を内閣保全監視委員会に、(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。
- (ア) 当該行政機関の長が指定した特定秘密の件数及び過去 1 年に新たに指定した特定秘密の件数（II 1 (1) に規定する事項の細目ごと。（イ）及び（ウ）において同じ。）
- (イ) 過去 1 年に指定の有効期間の延長をした件数
- (ウ) 過去 1 年に指定を解除した件数
- (エ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去 1 年に国立公文書館等に移管した件数
- (オ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去 1 年に廃棄した件数
- (カ) 過去 1 年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数
- (キ) 過去 1 年に処理した 4 (2) ア (ア) の通報の件数
- (ク) 過去 1 年に適性評価を実施した件数（警察庁長官にあっては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。（ケ）及び（コ）において同じ。）
- (ケ) 過去 1 年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第 12 条第 3 項の同意をしなかった件数
- (コ) 過去 1 年に申出のあった特定秘密保護法第 14 条の苦情の件数
- (サ) 過去 1 年に行った適性評価に関する改善事例
- (シ) その他参考となる事項
- イ 内閣保全監視委員会は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。
- ウ 内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、ア(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができる。
- エ 内閣保全監視委員会は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。
- オ 内閣府独立公文書管理監は、毎年 1 回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(2) 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者への報告

内閣総理大臣は、毎年1回、(1)エの状況を特定秘密保護法第18条第2項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

(3) 国会への報告及び公表

ア 内閣総理大臣は、毎年1回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。

イ なお、両院に設置される情報監視審査会(以下「審査会」という。)に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

6 その他の遵守すべき事項

(1) 2、3(1)イ、4(2)イ(エ)又は5(1)イに基づき特定秘密の提供を受けた内閣保全監視委員会又は内閣府独立公文書管理監は、当該特定秘密を提供した行政機関の長とあらかじめ協議して定めるところに従い、当該特定秘密を利用する職員の範囲を制限することその他の当該特定秘密の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 内閣保全監視委員会は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

(3) 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

(4) 行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に対し、特定秘密である情報を記録する行政文書の管理等を適正かつ効果的に行うために必要な特定秘密保護法、公文書管理条例及び情報公開法等に関する知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(5) 行政機関の長は、審査会の所管に属する事項に関する審査又は調査のため、審査会から必要な報告又は記録の提出を求められたときは、その充実に資するよう、特定秘密保護法、国会法(昭和22年法律第79号)その他の法令の規定に基づき適切に対応するものとする。

VI 本運用基準の見直し

政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、常にその運用の改善に努めつつ、5年を目途に、又は必要に応じて本運用基準について見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表するものとする。

特定秘密の保護に関する法律のポイント

特定秘密一大臣等が指定一

国家公務員法等上の秘密

特定秘密

特定秘密
安全保障に関する情報で

次のいずれかの事項に該当する情報

- ① 防衛
- ② 外交
- ③ 特定有害活動(スパイ行為等)の防止
- ④ テロリズムの防止

のうち、

特段の秘匿の必要性があるもの

※ 指定の有効期間は上限5年(更新可能)。通算で30年まで。30年を超える延長には、内閣の承認が必要。

※ 暗号や人的情報源等を除き、60年を超える延長は不可。

※ 内閣総理大臣は、有識者から意見を聴いた上で、閣議決定により、指定等の運用基準を策定。

※ 内閣総理大臣は、必要があれば、指定等の運用について、大臣等に改善を指示。

※ 指定等の運用状況は、毎年、有識者に報告するとともに、その意見を付して、国会に報告・国民に公表。

特定秘密の取扱者の制限

適性評価をクリアした者が特定秘密の取扱いの業務を行う

行政機関内外で特定秘密を提供し、共有するための仕組みの創設

特定秘密を漏えいした者等を処罰(懲役10年以下等)

※ 本法を拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない旨を規定。

※ 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不當な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とする旨を規定。

III 国会報告の概要（令和2年6月16日閣議決定）

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の概要

1 報告の趣旨

特定秘密保護法第19条の規定に基づき、特定秘密の指定等の状況について、毎年1回、有識者の意見を付して国会に報告するもの

2 対象期間

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間

3 特定秘密保護法附則第3条に基づく施行令の一部改正等

- 特定秘密保護法附則第3条に基づき、法の施行の日以後同日から起算して5年を経過する日（令和元年12月9日）までの間に特定秘密を保有したことがない42機関を法の適用対象から除外
- 施行令の一部改正に伴い、運用基準中に生じる条ずれを措置

4 指定権限を有する行政機関（対象期間末時点）

- 指定権限を有する行政機関は、20機関
- 指定に係る特定秘密管理者の数は、12機関23人

5 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

- ア 政府全体の指定の状況
9機関・47件（行政機関別の内訳を記載）
- イ 事項別の指定の状況
(法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数)
- ウ 各行政機関の指定の状況
(行政機関別の指定内容の概要及び件数)

(2) 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長及び解除等の状況

- 有効期間を満了したのは、1機関・29件
- 有効期間を延長したのは、11機関・361件
- 特定秘密を指定している12機関全てが指定の理由の点検を実施
- 特定秘密の指定を解除したものはなかった

(3) (4) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況並びに運用基準に基づく通報の状況

報告対象となる事実がない

(5) 適性評価の実施の状況

- 政府全体の適性評価の実施件数は、26機関・22,987件

- (行政機関別の内訳を記載)
- 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は3件

6 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

- (1) 特定秘密の指定の状況
- ア 政府全体の指定の状況
12機関・569件
 - イ 事項別の指定の状況
(法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数)
ウ 情報の類型別の指定の状況
特に件数の多いのは、暗号、情報収集衛星及び武器に関するもの
エ 指定の有効期間別の件数
15件を除き5年
 - オ 指定を解除すべき条件の設定の状況
指定を解除すべき条件を設定しているのは、173件
 - カ 各行政機関別の指定の状況
(行政機関別の指定内容の概要及び件数)
- (2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況
特定秘密が記録された行政文書の行政機関別の保有件数
15機関・485,108件
- (3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数
26機関・134,702人 (行政機関別の内訳を記載)

7 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応

- 内閣府独立公文書管理監から1件の是正の求めがあり、当該省庁において対応
- 各議院の情報監視審査会における、特定秘密が記録された行政文書の廃棄及び関係行政機関が指定した特定秘密に関する調査に対し説明
- 衆議院情報監視審査会の平成30年年次報告書における政府に対する意見及び参議院情報監視審査会の平成29年年次報告書における要改善
 - 指摘事項について、政府の対応方針等を説明
- 衆議院情報監視審査会の令和元年年次報告書における政府に対する意見及び参議院情報監視審査会が令和元年12月4日に提出した年次報告書における政府に対する意見について、今後真摯に検討した上で説明

8 内閣府独立公文書管理監からの意見

9 有識者からの意見

※国会報告の全文は<https://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/hokoku.html>を参照

各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表(令和2年12月末現在)(内閣官房資料)

令和3年1月

各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表(令和2年12月末現在)

別表	専項の細目	合計										
		国家安全 保障会議	内閣官房	警察庁	法務省	出入国在 留管理庁	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁
	a【自衛隊の訓練又は演習】										0	
	(a)【自衛隊の訓練又は演習】										7	7
	b【自衛隊の情報収集・警戒監視活動(口に掲げるものを除く。)】										27	<1>
	(b)【自衛隊の情報収集・警戒監視活動(口に掲げるものを除く。)】										27	(8)
	c【自衛隊の施設の警護出動その他の自衛隊が国の安全を確保するための自衛隊の行動】											
	b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										23	23
	b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										66	<8>
	c【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										66	△1
	b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										40	(5)
	b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										1	<1>
	c【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										41	(5)
	b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										7	<1>
	c【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										7	(1)
	b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										11	<1>
	c【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										16	(2)
	b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										2	<1>
	c【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										8	(2)
	b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										8	<1>
	c【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										3	(1)
	b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										1	
	c【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										82	(5)
	b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										54	<2>
	c【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										3	(1)
	b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										0	
	c【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										0	
	b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										0	
	c【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										0	
	b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										0	
	c【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										0	
	b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										1	
	c【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										1	
	b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										82	(5)
	c【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										82	<2>
	b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										54	<12>
	c【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										12	66
	b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										3	(1)
	c【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										6	<2>
	b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										0	
	c【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										0	
	b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】										1	

※ () 内の数値は、令和2年中に指定した特定秘密の件数で、内数
 ※△が付された数値は、令和2年中に指定の有効期間が満了した特定秘密の件数
 ※<>内の数値は、令和2年中に指定の有効期間を延長した特定秘密の件数で、内数
 ※▲が付された数値は、令和2年中に指定を解除した特定秘密の件数

別表		事項の細目	内閣官房 国家安全 保険会議						法務省 総務省 出入国在 留管理庁	外務省 公安調査 署	海上保安庁 経済産業省 防衛省 防衛装備庁	合計
			警察庁	総務省	法務省	出入国在 留管理庁	外務省 公安調査 署	海上保安庁 経済産業省 防衛省 防衛装備庁				
		a【国民の生命及び身体の保護】	7 (1) <1>	2				3				12 (1) <1>
		(b)【領域の保全】		1				2				3
		(c)【海洋、上空等における権益の確保】										0
		(d)【国際社会の平和と安全の確保(我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるもの)】										4 <2>
		(e)【行政機関が特定秘密を保護するために講じる措置(規定により行政機関が特定秘密を保護するもの)】										26 (3) <2>
		b【外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護することとする措置に相当する措置が講じられるもの】						1	5			2
		(a)【外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自粛の要請】						11 (1) <1>				0
		(b)【貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限】										0
		(c)【資産の移転の禁止又は制限】										0
		(d)【航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限】										0
		(e)【(b)の貨物を積載した船舶の検査】										0
		(f)【外国の政府等に対して我が国が譲る外交上の措置(我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるもの)】										0
		(g)【(e)までに掲げるものを除く。】										
		b【領域の保全のために我が国の政府が講じる措置又はその方針】						1	1			4
		ハ【安全保障に関する情報収集手段を用いて収集した情報(b)に掲げるものを除く。】						1				1
		a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(b)に掲げるものを除く。】										
第2号 [外交に 関する 事項]		ハ【安全保全に関する事項】										
		a【国民の生命及び身体の保護、環境の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な他の措置又は緊急事態に基づき保護するに必要な情報】						7 (1) <1>				12 (1) <1>
		b【外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講じる措置に相当する措置が講じられるもの)】										27 (3) <3>
		c【a又はbを分析して得られた情報】										0
		二(イ)【掲げる情報の収集整理又はその能力・ハ(a)から(c)までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】										75 (4) <4>
		ホ【外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号(我が国の政府が用いたために作成された暗号(外務省の政府等から提供されたもの)にあっては当該外務省の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講じることされる措置に相当する措置が講じられるもの)】						5 (1) <1>	11	4	11	30 (1) <1>

別表	事項の細目	内閣官房 総務省 法務省 出入国在 留管署 公安部 外務省 経済産業省 海上保安庁 防衛省 防衛機関 合計									
		国家安全 保障会議	内閣官房 警察庁	法務省	出入国在 留管署 公安部	外務省	経済産業省 海上保安庁	防衛省 防衛機関	合計		
	a【特定有害活動による被害の発生若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの】(i)【この号の防除措置又はこれに関する計画若しくは研究】	(a)【特定秘密保護法第12条第2項第1号に規定する核兵器、化学生薬剤、細菌製剤その他の物を輸出し、又は輸入するための活動の防止】 (b)【緊急事態への対処に係る部隊の戦術】 (c)【重要施設、要人等に対する警戒警備】 (d)【サイバー攻撃の防止】								0	
	b【特定有害活動の防除のために当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護することに講じられるもの】(i)【この号の防除措置又はこれに関する計画若しくは研究】									0	
第3号 【特定有害活動の防止に関する事項】	c【テロリズムによる被害の発生若しくは研究】(i)【この号の防除措置又はこれに関する計画若しくは研究】	b【特定有害活動の防除のために当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護することに講じられるもの】(i)【この号の防除措置又はこれに関する計画若しくは研究】								0	
	d【電波情報、画像情報その他の情報収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。)】	4 <1>			3				7 <1>		
	e【外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護することに講じられるもの)に限る。】	7 (1) <1>			7 (1) <1>				14 (2) <2>		
	f【a又はbを分析して得られた情報を】								0		
	g【口に掲げる情報の収集整理又はその能力:ロアからまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】	14 <1>			3				17 <1>		
	h【特定有害活動の防除の用に供する暗号:我が国の政府が用いたために作成された暗号(外国の政府等から提供されたことのあるものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護することに講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)】	1							1		
	i【テロリズムの防除のための被害の発生若しくは研究】(i)【この号の防除措置又はこれに関する計画若しくは研究】	2 △2 ▲3							2 △2 ▲3		
	j【重要施設、要人等に対する警戒警備】								0		
	k【サイバー攻撃の防止】								0		
	l【テロリズムの防除のためには、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護することに講じられるもの】(i)【この号の防除措置又はこれに関する計画若しくは研究】								0		
	m【電波情報、画像情報その他の情報収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。)】	13 △1 <1>							13 △1 <1>		
	n【外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護することに講じられるもの)に限る。】								8 (1) <2>		
	o【a又はbを分析して得られた情報を】								0		
	p【口に掲げる情報の収集整理又はその能力:ロアからまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】								2 <1>		
第4号 【テロリズムの防除に係る事項】	q【テロリズムの防除に係る事項】(i)【この号の防除措置又はこれに関する計画若しくは研究】								0		
	r【重要施設、要人等に対する警戒警備】								0		
	s【サイバー攻撃の防止】								0		
	t【テロリズムの防除のためには、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護することに講じられるもの】(i)【この号の防除措置又はこれに関する計画若しくは研究】								0		
	u【電波情報、画像情報その他の情報収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。)】								1 <1>		
	v【外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護することに講じられるもの)に限る。】								0		
	w【a又はbを分析して得られた情報を】								0		
	x【ロアからまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】								2 <1>		
	y【テロリズムの防除の用に供する暗号:我が国の政府が用いたために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護することに講じられるものに限る。)】								0		
	z【ロアからまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】	7 (1) <1>	94 (7) <1>	41 (2) <4>	11 △3 ▲3	40 (1) <2>	4 (1) <3>	0 26 (2) <2>	349 (32) <32>	61 (1) <16>	13 △4 <57> ▲3
	合計										

総計

V 独立公文書管理監報告のポイント（令和2年6月19日）

「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について
独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント

本報告について

- 報告対象期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日まで。

検証・監察の結果等

- 特定秘密の指定
 - ・ 令和元年中に指定された40件について適正と認めた。
- 特定秘密の指定の有効期間の延長
 - ・ 有効期間の延長2件について適正と認めた。
- 特定秘密の記録とその表示
 - ・ 令和2年3月12日に4件、特定秘密の記録とその表示について是正を求めた。
 - ・ それ以外の48部署による記録とその表示を適正と認めた。
- 特定行政文書ファイル等の保存
 - ・ 51部署による保存を適正と認めた。
- 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置
 - ・ 経済産業省1件及び防衛省207件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。
- 特定行政文書ファイル等にすべきものの存否
 - ・ 10部署について保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものはないものと認めた。
- 定量的指標
 - ・ 説明聴取、実地調査等の回数：162回
 - ・ 確認した特定秘密を記録する文書等の件数：3,878件
(これら文書等に記録されている特定秘密の件数：延べ5,269件)

通報への対応

- ・ 独立公文書管理監に対する通報はなかった。

今後の展望

- ・ 独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

※管理監報告の全文は<<https://www8.cao.go.jp/kenshoukansatsu/houkoku/index.html>>を参照

VI 令和元年中に指定が解除された特定秘密一覧

行政機関	解除年月日	識別番号	特定秘密の概要	解除又は一部解除
内閣官房	令和元年12月25日	官-23	情報収集衛星光学1号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその及び鍵の配 送方式	一部解除
		官-24	情報収集衛星光学2号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその及び鍵の配 送方式	
		官-25	情報収集衛星光学3号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその及び鍵の配 送方式	
		官-26	情報収集衛星光学4号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその及び鍵の配 送方式	
		官-31	情報収集衛星レーダ1号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその及び鍵の配 送方式	
		官-32	情報収集衛星レーダ2号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその及び鍵の配 送方式	
		官-39	情報収集衛星実証衛星（平成19年打ち上げ）に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵 及びその及び鍵の配 送方式	
		官-40	情報収集衛星実証衛星（平成25年打ち上げ）に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵 及びその及び鍵の配 送方式	
		官-41	情報収集衛星第3期地上システムに係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその及 び鍵の配 送方式	
		官-42	情報収集衛星第4期地上システムに係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその及 び鍵の配 送方式	
		官-43	情報収集衛星第5期地上システムに係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその及 び鍵の配 送方式	
		官-44	情報収集衛星第6期地上システムに係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその及 び鍵の配 送方式	
防衛省	令和元年12月6日	防-89	[不開示情報] (平成20年度から平成30年度までの間に作成したものに限る。)	一部解除
		防-90	[不開示情報] (平成20年度から平成30年度までの間に作成したものに限る。)	
		防-95	防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき各幕僚監部が作成する自衛隊の能 力に関する見積り (平成20年度から令和元年度までの間に作成したものに限 る。)	
		防-96	防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき[不開示情報]作成する部隊等の能 力に関する見積り (平成20年度から平成30年度までの間に作成したものに限 る。)	
		防-97	防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき統合幕僚長が作成する計画の執 行に伴い、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が作成する計画 (平成20年度 から平成30年度までの間に作成したものに限る。)	
		防-102	防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき作成する部隊等の防衛、警備等計 画 (平成20年度から平成30年度までの間に[不開示情報])	
		防-103	防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき作成する部隊等の防衛、警備等計 画の執行に伴い必要な措置に関する計画 (平成20年度から平成30年度までの間 に作成したものに限る。)	
		防-107	防衛及び警備基本計画 (平成30年度以前に作成したものに限る。)	
		防-108	[不開示情報] (平成30年度以前に作成したものに限る。)	

※なお令和元年中、防衛省の指定する特定秘密29件につき、指定の有効期間が満了している。

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

VII 提示を受けた特定秘密一覧

提示日 提示場所	行政機関	提示を受けた特定秘密の概要
平成 28. 1. 25 内閣衛星情報センター (委員派遣)	内閣官房	内閣衛星情報センターが情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報
28. 11. 30 審査会	警察庁	作成から30年以上が経過している特定有害活動（スパイ活動等）の防止に関する警察の特定秘密文書
	経済産業省	平成 23 年から平成 27 年中、内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（資源エネルギー関係、災害関係等）であって、経済産業省が提供を受けていたもの
30. 1. 26 審査会	外務省	安全保障に関する外務省の特定秘密の一部
	経済産業省	内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（資源エネルギー関係、災害関係等）であって、平成23年度から平成25年度中に経済産業省が提供を受けていたもののうち、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄とすることが妥当と認められたもの
	防衛省	情報本部が実施する電波情報業務の実施規則等又は情報本部と外国政府等との間の画像情報協力に関する知識等を記した特定行政文書ファイル等のうち、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄とすることが妥当と認められたもの
	防衛装備庁	防衛装備庁が防衛省より提供を受けた「そうりゅう」型潜水艦の安全潜航深度及び水中航続時間を明示する数値で、保存期間満了時の措置を廃棄としたもの
30. 6. 6 内閣衛星情報センター (委員派遣)	内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> ・ 画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報 ・ 情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報 ・ 情報収集衛星に係る暗号に関する情報

VIII これまでの主な審査会意見と政府の対応状況

1 行政文書が不存在の特定秘密関係

審査会意見の背景及び経緯

- 平成 28 年審査会において、内閣官房及び各行政機関に対し特定秘密ごとの特定秘密文書の件数の提出を求めたところ、指定されている特定秘密 443 件のうち、特定秘密文書が不存在の特定秘密が 166 件あることが判明した（平成 27 年 12 月 31 日現在）。
- 行政文書が不存在の特定秘密については、特定秘密が物件であり文書作成が困難であるもののようにその理由が明確である特定秘密もあれば、情報が不存在であるものや文書作成が可能であるにもかかわらず作成していないものもあることから、その指定については、必要性と特定秘密に該当する情報の出現可能性について厳格に審査し、特定秘密の指定を行う必要がある。

【平成 28 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 行政文書が不存在の特定秘密（物件のように文書作成が困難なものを含むものを除く。）については、その必要性や出現可能性について厳格に審査した上で、特定秘密の指定を行うこと。	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 「行政文書等が存在しない情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え方」と題する事務連絡を発出した。今後はこのような考え方沿って指定の取扱いを行っていく。</p> <p style="text-align: right;">(平成 29 年 11 月 14 日審査会)</p>
✓ 具体的な情報が出現する前に特定秘密をあらかじめ指定する場合は、その出現の蓋然性が極めて高い場合に限り、最低限の期間に区切った上で特定秘密の指定を行うこと。また、指定後においても、具体的な情報の出現可能性を年 1 回の定期点検のみならず、随時点検し、出現が見込めないと判断した場合は、直ちに当該指定の解除を行うこと。なお、情報が不存在のまま有効期間の更新を行わないこと。	<p>■ 各行政機関において、文書の作成や指定の解除等の措置が講じられた（平成 29 年 3 月末時点で、指定解除 9 件、文書作成 8 件等により、36 件が解消）。</p>
✓ 特定秘密保護法の逐条解説 [*] に基づく、いわゆる「あらかじめ指定」が拡大しすぎていることを踏まえ、より適切な規定を定めること。その際、例外的な取扱いであることを明記するとともに、厳格な要件を定めること。	
✓ 行政文書及び物件もなく、職員の知識の中にだけ存在する特定秘密の指定は、暫定的な処置としてやむを得ない場合を除き行わないこと。	

* 「特定秘密の保護に関する法律【逐条解説】」（平成 26 年 12 月 9 日 内閣官房特定秘密保護法施行準備室）

【平成 29 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 行政文書が不存在の特定秘密のうち、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、特定秘密文書を保有していない行政機関の指定を解除、若しくは文書を保有することを再検討すること。	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 当該意見で指摘されている特定秘密は、法施行日以前に他の行政機関から提供を受けていた特別管理秘密を、法施行時に提供先の行政機関において特定秘密に指定したものである。(この場合、)情報提供元の行政機関においては提供した文書の正本・原本を保有し続け適切に情報を管理しており、提供先の行政機関が文書を保有しなくても問題は生じないものと考えている。</p> <p>他方、当該情報は指定の要件を満たしており、引き続き特定秘密として保護する必要があることから、提供先においても、指定を維持することが適当であると考えている。</p> <p>(平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会)</p>
✓ 行政文書が不存在の特定秘密については、指定管理簿の備考欄等にその旨を記載するなどして、記録に残す措置を検討すること。	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 審査会に提出する特定秘密指定管理簿綴りに、行政文書が不存在の特定秘密の一覧が添付されることとなった。</p> <p>■ なお政府としては、審査会が集計している※①複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの、②他機関が保有しているもの、③物件が存在しているもの、の 3 類型については「行政文書不存在の特定秘密」にはあたらず、④具体的な情報が未出現のもの、及び⑤行政文書も物件もないが、具体的な情報が(職員の知識として)存在するものの 2 類型のみが「行政文書不存在の特定秘密」に該当するとしている。この整理に基づき、平成 30 年末時点では「行政文書不存在の特定秘密」は存在しないとしている。</p>

【平成 30 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 「いわゆる『あらかじめ指定』を行う場合の厳格な要件」及び「指定管理簿への記載等記録に残すための措置」について、運用基準に盛り込むことを検討し、その結果を当審査会に報告すること。	<p>【警察庁】</p> <p>■ 「あらかじめ指定」については、内閣情報調査室から示された考え方に基づき、慎重な検討の上、将来出現することが確実なものに限り行っている。</p> <p>なお、警察庁においては、平成 27 年中に指定した人の情報源に関する特定秘密 1 件について、当該指定に該当する情報は現存せず、今後も出現する可能性はないことが確定し、指定の要件を欠くに至ったことから、平成 28 年に当該指定を解除している。</p> <p>(令和元年 11 月 5 日審査会)</p>

2 作成から 30 年を超える特定秘密文書

審査会意見の背景及び経緯

- ・ 特定秘密保護法において、特定秘密の指定の有効期間は、理由を示して内閣の承認を得ない限り、通算で 30 年を超えることはできないと規定されており、また、運用基準においては、指定の有効期間が通じて 30 年を超える特定秘密が記録された文書は、指定解除後、歴史公文書等として国立公文書館等に移管するものとされている。
- ・ 一方で、同法施行以前に作成され、30 年を超える特定秘密が記載されている文書が存在するが、これらの文書については法施行時から特定秘密の指定の有効期間が開始されたものとされている。
- ・ 特定秘密保護法の対象は、文書ではなく情報であるものの、そもそも、特定秘密として保護される条件を考慮すれば、当該文書作成時において、既に指定されたものとみなすことが妥当であることから、作成から 30 年を経過したものは指定から 30 年を経過したものと同等のものとも考えられる。

【平成 28 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 特定秘密保護法施行前から保有している行政文書で、作成から 30 年を超える行政文書を特定秘密文書として保有している場合、若しくは、今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて 30 年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を課す措置を検討すること。	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 作成から 30 年を超える特定秘密文書の保有状況について、内閣情報調査室が調査したところ、警察庁、外務省及び防衛省において、保有していることが判明した。その上で、今後とも特定秘密文書の長期にわたる保有については、政府全体でその状況の把握に努め、その上で適正を確保するために何らかの措置が必要かどうか、実務を積み重ねつつ、引き続き検討してまいりたい。</p> <p>(平成 29 年 11 月 14 日審査会)</p>
✓ 特定秘密文書の保存期間満了に伴い、特定秘密文書を廃棄及び廃棄予定とする場合は、当審査会に件数及び文書等の名称、廃棄する合理的理由を記した資料を提出し、説明すること。	<p>■ 廃棄の事例について、類型別・省庁別の数字を示した資料が提出された。</p>
✓ 当初の特定秘密指定において「平成 26 年までに」「平成 26 年以前」と指定管理簿及び指定書に記載し、かつ、平成 26 年より前の特定秘密を保有していない場合は、「平成 26 年に」と記述を改めること。	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 指定管理簿及び指定書の記載と実態が合っていない特定秘密の保有状況について、内閣情報調査室が各省庁へ照会した結果、内閣官房、警察庁及び外務省において該当する特定秘密が存在することが判明した。これを受け、内閣官房の 1 件、警察庁の 1 件及び外務省の 1 件について指定書等における記述を修正したとの報告があった。</p>

【平成 29 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
<p>✓ 作成から30年を超える特定秘密文書を保有する行政機関においては、その概要を整理して当審査会に報告すること。</p> <p>✓ 作成から 30 年を超える特定秘密文書について、その秘密として取り扱われてきた期間の長さを考慮し、保存期間満了時の措置を再検証の上、原則として歴史公文書等とし、保存期間満了後は国立公文書館等に移管することを検討すること。</p>	<p>【警察庁】</p> <p>■ 警察庁では、特定有害活動関係及び外国政府との情報協力業務関係について、作成から 30 年を超える文書を保有しているところ、平成 28 年の審査会の指摘等を踏まえ、再検討を行い、警察が収集、分析したことにより得られた特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報等に関する（作成から 30 年を超える）文書については、歴史公文書等に該当するものとして、保存期間満了時の措置を移管に変更した。</p> <p style="text-align: right;">(平成 30 年 11 月 6 日審査会)</p> <p>【外務省】</p> <p>■ 外務省では、日露平和条約締結交渉に関する特定秘密について、作成から 30 年を超える文書を保有している。</p> <p style="text-align: right;">(平成 30 年 11 月 8 日審査会)</p> <p>【防衛省】</p> <p>■ 防衛省における、平成 29 年末時点において同省が保有する作成から 30 年を超える特定秘密文書の件数は 57 件であり、特定秘密文書の長期にわたる保有の状況の把握に努めてまいりたいと考えている。</p> <p style="text-align: right;">(平成 30 年 11 月 27 日審査会)</p>
<p>✓ 平成 28 年年次報告書の審査会意見で付した、作成から 30 年を超える 特定秘密文書を保有若しくは今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて 30 年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を検討の上、速やかに必要な措置を講じること。</p>	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 特定秘密が記録された行政文書のうち、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され、又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には、国立公文書館等に移管することとなっている。また歴史公文書等に該当しないものについても、恣意的に廃棄されることがないような重層的な仕組みが設けられている。個別の文書が歴史公文書等に該当するか否かについては各省庁にお尋ね願いたいが、今後とも、特定秘密文書の長期にわたる保有については、その状況の把握に努めつつ、その適正を確保するために何らかの措置が必要かどうかについて引き続き検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">(平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会)</p>

【平成 30 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
<p>✓ 作成から30年を超える特定秘密文書のうち、保存期間満了時の措置が廃棄とされているものに係る個別具体的な理由の疎明に至っていない指定行政機関にあっては、速やかに対応すること。</p>	<p>【警察庁】</p> <p>■ 警察庁では、特定有害活動関係及び外国政府との情報協力業務関係について、作成から 30 年を超える文書を保有しているところ、平成 28 年の審査会の指摘等を踏まえ、再検討を行い、警察が収集、分析したことにより得られた特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報等に関する（作成から 30 年を超える）文書については、歴史公文書等に該当するものとして、保存期間満了時の措置を移管に変更した。</p> <p style="text-align: right;">(令和元年 11 月 5 日審査会)</p> <p>【外務省】</p> <p>■ 外務省では、日露平和条約締結交渉に関する特定秘密について、作成から 30 年を超える文書を保有しており、これらの文書のうち、保存期間満了時の措置が廃棄とされているものはない。</p> <p style="text-align: right;">(令和元年 11 月 7 日審査会)</p> <p>【防衛省】</p> <p>■ 防衛省は、同省が保有する作成から 30 年を超える特定秘密文書 63 件のうち、平成 30 年の審査会の指摘を踏まえ、省内で再検討を行い、62 件の特定秘密文書については、歴史公文書等に該当するものと考えられることから、保存期間満了時の措置を移管に変更することとして手続き中である。</p> <p style="text-align: right;">(令和元年 11 月 12 日審査会)</p>

3 定期点検

審査会意見の背景及び経緯

- 平成 27 年 5 月 20 日、衆議院法務委員会において、特定秘密の指定の解除に関し、警察庁及び外務省に対し質疑が行われた。
- その際、指定の理由の点検を実施した年月日について、両政府参考人（警察庁及び外務省）とともに、答弁の時点で確認をとることができなかった。
- さらに、各行政機関から点検の実施を内閣情報調査室等に報告させ、これを一元化する仕組みが設けられていなかったなど、実施状況をはじめとする点検の実態が、各行政機関及び政府全体として適切に把握されていないことが明らかとなった。

【平成 28 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 内閣情報調査室は、行政機関の定期点検や検査等において各行政機関が是正した事項について把握し、当審査会に報告するとともに、公表すること。	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 内閣情報調査室は、特定秘密を指定あるいは特定秘密文書を保有している 18 行政機関において、特定秘密保護規程に基づき保護措置を講じており、そのうち 5 行政機関において、特定秘密文書等の事務的な記載の不備に係る是正が行われた旨説明した。また、各行政機関における特定秘密の保護状況及び指定の理由の点検について、是正された事項については、その概要を国会報告に記載するなど公表を検討するとの認識を示した。</p> <p>(平成 29 年 11 月 14 日審査会)</p>
✓ 内閣情報調査室は、各行政機関がそれぞれの内規に基づいて行う定期点検の点検日、点検項目、点検内容について取りまとめ、その実施状況について国会報告に掲載すること。	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 内閣情報調査室は、各行政機関がそれぞれの内規に基づいて行う定期点検の各行政機関における実施状況についても、国会報告に掲載することを検討する旨の認識を示した。</p> <p>(平成 29 年 6 月 5 日・11 月 14 日審査会)</p> <p>■ 平成 30 年国会報告より、各行政機関の点検状況を一覧表にして掲載している。</p>
✓ 内閣情報調査室は、各行政機関が特定秘密を指定解除した時は、各行政機関の指定解除についての情報を収集し、隨時、当審査会に報告し、公表すること。	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 内閣情報調査室は、指定解除についての情報は今後とも適切に審査会に報告し、公表する旨の認識を示した。</p> <p>(平成 29 年 6 月 5 日・11 月 14 日審査会)</p>

【平成 29 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 内閣情報調査室は、各行政機関が特定秘密を指定解除（一部解除を含む。）をした時は、各行政機関の指定解除についての情報を収集し、速やかに当審査会に報告し、公表すること。	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 各行政機関が特定秘密について、一部解除を含む指定の解除を行った際は、各行政機関が個別に随時報告しているものと承知している。内閣情報調査室としても、今後とも当該情報を収集し、公表したいと考えている。</p> <p>（平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会）</p>

4 特定秘密文書の廃棄

審査会意見の背景及び経緯

- ・特定秘密を含む文書等の廃棄については、特定秘密の指定期間中に当該特定秘密を含む文書等が保存期間満了により廃棄された場合、外部チェックがないと不適切な廃棄が行われる可能性がありうる。
- ・また、その廃棄に当たっては、特定秘密文書の保存期間が1年以上のものと1年未満のものとの間で取扱いを異にするものとなることから、とりわけ保存期間1年未満のものの取扱いについて、管理が適正に行われているかを判断するには一定の期間にわたる継続的な調査が不可欠である。

【平成27年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 特定秘密を指定する行政機関において、特定秘密を含む文書等の保存期間は、当該特定秘密の指定期間に合わせることも考慮した上で、それ以前の保存期間を設定する場合や特定秘密の指定期間満了前に当該特定秘密を含む文書等を廃棄する場合には、内閣府独立公文書管理監に合理的な説明を行うこととし、独立公文書管理監は、上記の運営状況について、定期的に当審査会に対し報告することとする制度を構築するよう検討すること。	<p>【独立公文書管理監】</p> <p>■ 独立公文書管理監は、本来移管すべき歴史公文書等に該当する、1年以上の保存期間が設定されたファイル等は一度廃棄されると決して元に戻すことができないことから、当該ファイル等の保存期間満了時の措置に関する検証・監察は重要な任務であると認識しており、慎重にも慎重を期して検証・監察に臨むとの認識を示した。</p> <p>他方、当審査会が求めた定期的な報告制度の構築について、独立公文書管理監は、現時点の考え方として、求めに応じての審査会での丁寧な報告、1つの検証・監察事項に区切りがついた段階や社会的関心を呼ぶ措置を講じた段階での随時報告などにより対応したいとの認識を示した。</p> <p>【海上保安庁】</p> <p>■ 特定秘密の指定期間以前に公文書管理法上の行政文書の保存期間を設定していた海上保安庁に対し、行政文書の保存期間が延長される可能性について質問があった。これに対し、海上保安庁は、公文書管理法上の保存期間満了時に職務の遂行上の必要性について検討した上で延長を決定していること、今後は特定秘密の指定期間と公文書管理法上の文書の保存期間をできる限り合致させるよう検討を行っていきたい旨答弁した。</p>

(平成28年10月17日審査会)

意見	各行政機関における対応
✓ また、1年間に廃棄した文書等及び今後1年以内に廃棄予定の文書等（特定秘密の指定期間が切れる場合を含む。）について、その件数と、文書等の名称（名称から文書等の内容が推察しにくい場合はその内容）を当審査会に報告すること。	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>■特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室は、公文書管理法上、行政文書ファイル単位で行政文書を管理することになっているため、廃棄に関するものについても、行政ファイル単位で報告したいとの認識を示した。</p>

【平成29年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断基準関係	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>■公文書管理法は、歴史資料として重要な行政文書を「歴史公文書等」と定義しており、歴史資料として重要な情報である特定秘密を記録した行政文書は歴史公文書等となる。各行政機関はガイドラインを踏まえて行政文書管理規則等を制定しており、既に内規上、歴史資料として重要な行政文書は歴史公文書等とされている。平成30年4月の第6回内閣保全監視委員会において、上川国務大臣（当時）から各省庁の事務次官級の各委員に対し、以下の点について指示があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定秘密が記録された行政文書を含む公文書は健全な民主主義の根幹を支える「国民共有の知的資源」であり、公文書管理法の下、適切に管理されなければならないこと ② 本年4月からの改正ガイドラインによる厳格なルールを全職員に徹底し、確実に運用すること ③ 特定秘密が記録された行政文書も、公文書管理法により、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には国立公文書館等に移管することとなることを前提とした適切な管理を行うこと <p>（平成30年7月10日・10月31日 審査会）</p>

意見	各行政機関における対応
<p>✓ 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断につき、独立公文書管理監が、当該特定秘密の政策への反映の有無等とあわせ、特定秘密としての重要性を当該保有行政機関に慎重に確認することを検討すること。</p>	<p>【独立公文書管理監】</p> <p>■ 従前より、特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置の検証・監察においては、慎重の上にも慎重を期して確認していた。引き続き、歴史公文書等の該当性判断に当たっては「重要な情報」が記録されているかなどを当該行政機関に慎重に確認するなどして、歴史公文書等に該当しない旨の行政機関側の説明が、各行政機関の行政文書管理規則等において定められているルールに基づき妥当であるかどうかについて、慎重の上にも慎重を期して、検証・監察してまいりたい。</p> <p>(平成 30 年 7 月 10 日審査会)</p>
<p>✓ 独立公文書管理監が特定行政文書ファイル等の廃棄の検証・監察を行う際は、歴史の専門家であるアーキビストなどから意見を聞くプロセスを設ける措置を運用基準等に明確化することを検討すること。</p>	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 特定行政文書ファイル等の廃棄に際しては、独立公文書管理監の検証・監察を経た後、内閣総理大臣への廃棄協議が行われ、その際内閣府大臣官房公文書管理課において確認作業を行っている。現状においても、公文書管理課は確認作業を行う際に、国立公文書館法第 11 条第 1 項第 4 号に基づき、いわゆるアーキビストなどから意見を聞くこともできるものと承知している。このような規定も踏まえつつ、さらなるアーキビストの活用の方策が必要かどうか、検討していく。</p> <p>(平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会)</p>
<p>✓ 独立公文書管理監が、特定秘密文書の行政文書の保存期間が 1 年以上とするか否かの保有行政機関の判断の妥当性を検証できるよう、運用基準等に明確化することを検討すること。</p>	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 平成 30 年 7 月 27 日付で、内閣官房内閣情報調査室次長発事務連絡「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間 1 年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について（通知）」を発出した。これにより、保存期間を 1 年以上と設定すべき特定秘密文書の廃棄を防止する効果が見込まれる。</p> <p>独立公文書管理監が当該検証・監査を行うに当たり、保存期間 1 年未満の特定秘密文書全てを調査するために一定期間厳重に管理するということは、情報保全上、執務室のキャビネット等の物理的な制約、システム等の観点から困難を伴うこと、独立公文書管理監による実効的な検証・監査を確保する必要があることから、独立公文書管理</p>

意見	各行政機関における対応
	<p>監は、抽出して検証・監察することが想定される。</p> <p>本事務連絡を踏まえ、現在、独立公文書管理監においては、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察を行うべく準備を進めているところであると承知している。</p> <p>(平成 30 年 10 月 31 日審査会)</p>
行政文書の保存期間が 1 年以上の特定秘密文書の廃棄関係	
<p>✓ 政府として公文書管理に係る法令等を見直し、特定秘密文書を重要な行政文書として位置付けた上で、原則として行政文書の保存期間として 1 年以上を設定することなどの規定を整備することを検討すること。</p>	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ ガイドラインの改正（平成 29 年 12 月 26 日）を受けて、各行政機関は行政文書管理規則を改正し、平成 30 年 4 月から施行している。同改正では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として 1 年以上の保存期間を設定すること ②保存期間を 1 年未満と設定することができる行政文書の類型を例示し、各行政機関の裁量の余地が大きいと指摘されてきた保存期間 1 年未満の行政文書についてその判断基準を明確化することとして、特定秘密文書を含め重要な行政文書について、1 年未満の保存期間が設定されることのないようにしようとしているところである。 <p>(平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会)</p> <p>※参考：保存期間を 1 年未満と設定することができる行政文書の類型</p> <ul style="list-style-type: none"> ①別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し ②定型的・日常的な業務連絡、日程表等 ③出版物や公表物を編集した文書 ④○○省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答 ⑤明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 ⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書 ⑦保存期間表において、保存期間を 1 年未満と設定することが適當なものとして、業務単位で具体的に定められた文書 <p>(「行政文書の管理に関するガイドライン」第 4-3(6)抜粋)</p>

意見	各行政機関における対応
<p>✓ 保存期間 1 年以上の特定秘密文書に係る特定行政文書ファイル等の廃棄をする場合において、独立公文書管理監が廃棄とする措置を妥当と認めた際は、当審査会に対しても速やかに連絡するとともに、当該文書を保有する各行政機関においても当審査会に対し最大限の説明を行うこと。</p>	<p>【国家公安委員会】</p> <p>■ 国家公安委員会においては、国家公安委員会行政文書管理規則第 3 条により、保有する文書が限定列挙されており、いずれの文書も同規則別表第 1 により保存期間を 1 年以上に設定している。 (平成 30 年国家公安委員会提出資料より)</p> <p>【独立公文書管理監】</p> <p>■ 当審査会への説明については、これまでも求めに応じて活動状況等について折々に説明しているが、今後とも、一つの検証・監察事項に区切りがついた段階や社会的関心を呼ぶ措置を講じた段階で隨時説明するなど、誠実に対応してまいりたい。</p> <p>例えば平成 29 年度については、当審査会の関心が非常に高いことを踏まえ、対象となった全ての行政機関に対して、保存期間満了時の措置に関する検証・監察結果を通知した段階で、当審査会の委員に個別に説明する機会を設けさせていただいたところである。また求めがあれば審査会の場でできる限り詳細に説明してまいりたい。</p> <p>(平成 30 年 7 月 10 日審査会)</p>
<p>✓ 独立公文書管理監において廃棄について検証・監察が行われている、または、廃棄協議中の特定行政文書ファイル等に含まれる特定秘密文書につき、当該文書が廃棄されると行政文書不存在の特定秘密となる場合は、廃棄をせず保存期間を延長して当該特定秘密の指定期間に合わせるか、廃棄する場合は当該特定秘密の指定解除を検討すること。</p>	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 当該意見で指摘されている特定秘密は、法施行日以前に他の行政機関から提供を受けていた特別管理秘密を、法施行時に提供先の行政機関において特定秘密に指定したものである。（この場合、）情報提供元の行政機関においては提供した文書の正本・原本を保有し続け適切に情報を管理しており、提供先の行政機関が文書を保有しなくても問題は生じないものと考えている。他方、当該情報は指定の要件を満たしており、引き続き特定秘密として保護する必要があることから、提供先においても、指定を維持することが適当であると考えている。</p> <p>(平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会)</p> <p>【経済産業省】</p> <p>■ 現在、経済産業省が廃棄協議を行っている文書はいずれも内閣官房が作成した文書の副本である。原本は引き続き内閣官房で保存されており、</p>

意見	各行政機関における対応
	<p>保存期間満了後は国立公文書館に移管されると承知している。したがって、(廃棄を行っても、)行政文書不存在の特定秘密とはならないことから、経済産業省が廃棄することに問題はないと考えている。</p> <p>(平成 30 年 11 月 6 日 審査会)</p> <p>✓ 防衛省の保有する特定秘密文書の廃棄に関し、旧防衛秘密から特定秘密に移行された時期の文書の状況を整理し、当審査会が納得できる説明をすること。</p> <p>【防衛省】</p> <p>■ 旧防衛秘密から特定秘密に移行した時期の文書の状況について、法施行（平成 26 年 12 月 10 日）時点での特定秘密文書の保有件数は、保存期間 1 年以上の文書は 84,547 件、保存期間 1 年未満の文書は 13,746 件であった。</p> <p>(平成 30 年 11 月 27 日 審査会)</p>
行政文書の保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄関係	
<p>✓ 特定秘密文書の保存期間を 1 年未満とするのは正本・原本（他省庁が保有する文書も含む）の写しに限定し、その旨を各行政機関の文書管理規則等の内規に定めるよう政府として方針の作成を検討すること。</p> <p>✓ 保存期間が 1 年未満の特定秘密文書について、正本・原本の写し以外のもの（「正本・原本の素材」及び「暗号関係」）については、そのうち保存期間を 1 年以上とすることが極めて困難なものについては、（ア）の例外として各行政機関の内規に明記するよう検討すること。</p>	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ ガイドラインの改正（平成 29 年 12 月 26 日）を受けて、各行政機関は行政文書管理規則を改正し、平成 30 年 4 月から施行している。</p> <p>同改正では、</p> <p>①意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として 1 年以上の保存期間を設定すること</p> <p>②保存期間を 1 年未満と設定することができる行政文書の類型を例示し、各行政機関の裁量の余地が大きいと指摘されてきた保存期間 1 年未満の行政文書についてその判断基準を明確化すること</p> <p>として、特定秘密文書を含め重要な行政文書について、1 年未満の保存期間が設定されることのないようにしようとしているところである。</p> <p>(平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日 審査会)</p>
<p>✓ 保存期間が 1 年未満の特定秘密文書が大量に廃棄されている実態に鑑み、保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄についても、独立公文書管理監が検証・監察を行うよう、早急な運用の見直しを行うこと。</p>	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 平成 30 年 7 月 27 日付で、内閣官房内閣情報調査室次長発事務連絡「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間 1 年未満の行政文書の中に行行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について（通知）」を発出した。これにより、保存</p>

意見	各行政機関における対応
	<p>期間を 1 年以上と設定すべき特定秘密文書の廃棄を防止する効果が見込まれる。</p> <p>独立公文書管理監が当該検証・監察を行うに当たり、保存期間 1 年未満の特定秘密文書を全て調査するために一定期間厳重に管理するということは、情報保全上、執務室のキャビネット等の物理的な制約、システム等の観点から困難を伴うこと、独立公文書管理監による実効的な検証・監察を確保する必要があることから、独立公文書管理監は、抽出して検証・監察をすることが想定される。</p> <p>本事務連絡を踏まえ、現在、独立公文書管理監において、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察を行うべく準備を進めているところであると承知している。</p> <p>(平成 30 年 10 月 31 日 審査会)</p>
特定秘密文書件数関係	<p>✓ 特定秘密文書の廃棄件数について、行政文書の保存期間が 1 年以上と 1 年未満を分けた上で、国会報告で明らかにすること。</p> <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 平成 28 年中の保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄状況については、国会報告（平成 30 年 5 月閣議決定）24 頁に記載している。なお、平成 28 年中の保存期間 1 年以上の特定行政文書ファイル等の廃棄がなかったことについては、国会報告（平成 29 年 5 月閣議決定）に記載している。</p> <p>(平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会)</p> <p>【警察庁】</p> <p>■ 複製を含めた件数を計上した結果、警察における平成 29 年 12 月 31 日時点の複製物を含む特定秘密文書の件数は約 29,000 件である。</p> <p>(平成 30 年 11 月 6 日審査会)</p>
✓ 各年末時点での特定秘密文書の保有件数につき、特定秘密文書の全体像を明らかにするため、複製を含めた件数についても計上できるよう、その方法をよく検討し、当審査会に報告するよう努力すること。	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 複製物を含めた文書の数は、特定秘密文書を閲覧した延べ人数や特定秘密文書の政府内での活用状況を反映しておらず、また、万一漏えいがあった場合の対応に役立つものでもない。複製物を含めた文書件数の集計について正確、簡易な方法がないか改めて検討したが、集計には長期間を要し、困難である。</p> <p>(平成 30 年 7 月 10 日審査会)</p>

意見	各行政機関における対応
	<p>■ 内閣情報調査室から各行政機関に対し照会した結果、平成 29 年末時点における複製物を含む特定秘密文書の政府全体の件数は約 61 万件であることがわかった。</p> <p>(平成 30 年 10 月 31 日審査会)</p>

【平成 30 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
<p>✓ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄状況について、引き続き当審査会に報告すること。また、国会報告への継続的な記載を検討すること。</p>	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 平成 29 年中の保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄状況を国会報告（令和元年 6 月閣議決定）の 23、24 頁に記載済である。</p> <p>(令和元年 10 月 24 日審査会)</p> <p>【警察庁】</p> <p>■ 国会報告（令和元年 6 月閣議決定）においては、保存期間 1 年未満の特定秘密文書について、平成 29 年中における政府全体の廃棄件数を掲載している。</p> <p>警察庁が平成 29 年中及び平成 30 年中に廃棄した特定秘密文書は全て、「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」である。</p> <p>(令和元年 11 月 5 日審査会)</p> <p>【外務省】</p> <p>■ 平成 30 年中に廃棄した保存期間 1 年未満の特定秘密文書は全て、「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」である。今後も引き続き、審査会に報告する。</p> <p>(令和元年 11 月 7 日審査会)</p>

【令和元年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
<p>✓ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄状況を、国会報告における特定行政文書ファイル等の廃棄状況の項目に記載することを検討すること。</p>	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄関係について、ご指摘を受け、来年の国会報告では、廃棄の状況を「行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況」の項目に記載することを検討中である。</p> <p>(令和 2 年 11 月 17 日審査会)</p>

5 運用基準の見直し

審査会意見の背景及び経緯

- ・特定秘密保護法の施行に当たり、閣議決定された運用基準においては、「特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合においては、その運用状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表する」とされている。
- ・国会の情報監視審査会は、特定秘密保護制度の運用に際し、我が国の安全保障に関する情報の秘匿の必要性に留意しつつ、国会の行政監視機能、ひいては国民の知る権利に資するとの観点から設置されたものである。運用基準は特定秘密保護制度の実際の運用における重要な指針であり、その見直しについては、当審査会としても重大な関心を持たざるを得ない。政府は、この点についても国会、とりわけ両院の情報監視審査会に対して十分な説明責任を果たす必要がある。

【平成29年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 特定秘密の指定要件である非公知性に関し、運用基準における「なお、実際の判断に当たっては、…個別具体的に行う」ことについて、個別具体的な判断に当たっての例示などより具体的な判断基準の作成を検討すること。	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 特定秘密として指定した情報と同一性を有する情報が、報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると我が国が政府が認定する場合には、我が国が政府により公表されていない場合であっても「公になっていないもの」とはならない。しかし、公表されている情報が特定秘密と同一性を有するかどうかの判断は、個別具体的な状況を踏まえつつ、行政機関の長が行うもので、判断基準を作成することは困難であると考えているが、必要に応じて、個別具体的な情報ごとに非公知性の有無について説明してまいりたいと考えている。</p> <p>(平成30年7月10日・10月31日審査会)</p>

【平成30年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 本年12月に特定秘密保護法施行後5年となり、運用基準を見直す時期を迎えることから、これまで当審査会が指摘してきた以下の事項につき、運用基準に盛り込むことを検討し、その結果を当審査会に報告すること。 ①特定秘密の名称に係る統一方針 ②行政文書が不存在の特定秘密関係 ・いわゆる「あらかじめ指定」を行う場合の厳格な要件	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 運用基準の見直しの検討については、法の施行後5年を経過した後、すなわち令和元年12月10日以降に検討を加えることとされている。検討に当たっては有識者の意見を聴取する一方、平成30年審査会意見の検討結果を衆議院情報監視審査会へ報告する。その後、運用基準を見直す場合には、令和2年度中に情報保全諮問会議の開催を経て閣議決定を行いたいと考えている。いずれにせよ、今後</p>

意見	各行政機関における対応
<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理簿への記載等記録に残すための措置 ③作成から 30 年を超える特定秘密文書の管理における厳格な手続き ④独立公文書管理監の活動状況の審査会への報告 ⑤独立公文書管理監による検証・監察関係 <ul style="list-style-type: none"> ・各行政機関による特定秘密文書の保存期間の判断の妥当性を検証する業務 ・保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄に対する検証・監察業務 ・保存期間満了時の措置の検証・監察の際に歴史についても識見の高い専門家からも意見聴取するプロセス 	<p>の国会において適切な説明に努めてまいりたい。 (令和元年 10 月 24 日審査会)</p> <p>【警察庁】</p> <p>■ 運用基準の見直しについては、法施行後 5 年を経過した後に、内閣情報調査室を中心に検討が進められていくものと承知している。当庁においても、審査会からの指摘の点については必要な対応を行っている。</p> <p>「あらかじめ指定」については、内閣情報調査室から示された考え方に基づき、慎重な検討の上、将来出現することが確実なものに限り行っている。</p> <p>なお、警察庁においては、平成 27 年中に指定した人情報源に関する特定秘密 1 件について、当該指定に該当する情報は現存せず、今後も出現する可能性はないことが確定し、指定の要件を欠くに至ったことから、平成 28 年に当該指定を解除している。</p> <p>作成から 30 年を超える特定秘密文書については、歴史公文書該当性等を十分に検討の上、保存期間満了時の措置として適切な措置を設定しているところである。</p> <p>(令和元年 11 月 5 日審査会)</p>
<p>✓ 運用基準の見直しに当たり、上記以外の改正等を行おうとする場合には、当審査会に報告すること。また、運用基準の見直しのスケジュールが決まり次第、速やかに当審査会に報告すること。なお、上記②に関連し、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、文書を保有しないことの正当性について、適切な説明をすること。</p>	<p>上記参照</p>

【令和元年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
<p>✓ 運用基準の見直しつき、当審査会からの意見に加え、パブリック・コメント等により国民の意見も考慮した上で内容を見直し、その結果を当審査会に報告すること。</p>	<p>【内閣情報調査室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 政府において、両院情報監視審査会、情報保全諮問会議の有識者委員、特定秘密を取り扱っている関係省庁などの意見を踏まえ、検討を重ねてきた。その上で、審査会のご指摘を踏まえ、令和2年4月7日～20日までの間、パブリック・コメントにて意見募集を実施した。 ■ (今回の運用基準の見直しにおいて) 衆議院情報監視審査会からの意見等を踏まえて、特定秘密指定管理簿の特定秘密の概要を具体的に記述するよう努めることを盛り込んだ。 <p>(令和2年11月17日 審査会)</p>

IX 会長及び委員一覧

(1) 会長一覧

会長名	就任日	退任日
額賀 福志郎君（自民）	平成27年3月30日	平成29年9月28日
額賀 福志郎君（自民）	平成29年11月2日	平成30年10月24日
浜田 靖一君（自民）	平成30年10月24日	令和2年10月26日
松野 博一君（自民）	令和2年10月26日	_____

(2) 委員一覧（会長は、名前の左に○印）

期間	委員名
平成27年2月26日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 肅君（自民） 平沢 勝栄君（自民） 松本 純君（自民） 大塚 高司君（自民） 松本 剛明君（民主） 井出 庸生君（維新） 漆原 良夫君（公明） ※11月10日松本剛明君（民主）委員辞任 ※12月18日井出庸生君会派異動（維新→民維ク）
平成28年1月4日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 肃君（自民） 平沢 勝栄君（自民） 松本 純君（自民） 大塚 高司君（自民） 後藤 祐一君（民維ク） 井出 庸生君（民維ク） 漆原 良夫君（公明） ※1月4日後藤祐一君（民維ク）委員選任 ※3月28日後藤祐一君及び井出庸生君所属会派名称 変更（民維ク→民進） ※8月3日松本純君（自民）委員辞任
平成28年9月26日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 肃君（自民） 平沢 勝栄君（自民） 今津 寛君（自民） 大塚 高司君（自民） 井出 庸生君（民進） 後藤 祐一君（民進） 漆原 良夫君（公明） ※9月26日今津寛君（自民）委員選任 ※平成29年9月20日後藤祐一君（民進）委員辞任 ※同年9月28日衆議院解散
平成29年11月2日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 肃君（自民） 今村 雅弘君（自民） 後藤田正純君（自民） 大塚 高司君（自民） 山内 康一君（立憲） 井出 庸生君（希望） 太田 昭宏君（公明） ※平成30年5月7日井出庸生君会派異動（希望→無 所属）

期 間	委 員 名
平成 30 年 5 月 8 日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 肅君（自民） 今村 雅弘君（自民） 後藤田正純君（自民） 大塚 高司君（自民） 山内 康一君（立憲） 渡辺 周君（国民） 太田 昭宏君（公明） ※5月8日井出庸生君（無所属）委員辞任、渡辺周君（国民）委員選任 ※9月27日渡辺周君（国民）委員辞任 ※10月2日岩屋毅君（自民）委員辞任 ※同月4日大塚高司君（自民）委員辞任 ※同月24日額賀福志郎君（自民）及び今村雅弘君（自民）委員辞任
平成 30 年 10 月 24 日～	○浜田 靖一君（自民） 後藤田正純君（自民） 金田 勝年君（自民） 江崎 鐵磨君（自民） 赤澤 亮正君（自民） 山内 康一君（立憲） 大島 敦君（国民） 太田 昭宏君（公明） ※令和元年9月30日山内康一君所属会派名称変更（立憲→立国社）、大島敦君会派異動（国民→立国社）
令和元年 10 月 4 日～	○浜田 靖一君（自民） 後藤田正純君（自民） 金田 勝年君（自民） 小野寺五典君（自民） 大塚 高司君（自民） 山内 康一君（立国社） 篠原 孝君（立国社） 太田 昭宏君（公明）
令和 2 年 10 月 26 日～	○松野 博一君（自民） 山口 俊一君（自民） 高市 早苗君（自民） 柴山 昌彦君（自民） 大塚 高司君（自民） 大島 敦君（立国社） 津村 啓介君（立国社） 太田 昭宏君（公明） ※10月27日大島敦君及び津村啓介君所属会派名称変更（立国社→立民） ※令和3年2月1日大塚高司君会派異動（自民→無所属）
令和 3 年 2 月 9 日～	○松野 博一君（自民） 山口 俊一君（自民） 高市 早苗君（自民） 柴山 昌彦君（自民） 盛山 正仁君（自民） 大島 敦君（立民） 津村 啓介君（立民） 太田 昭宏君（公明） ※令和3年2月9日大塚高司君（無所属）委員辞任、盛山正仁君（自民）委員選任

X 参考人一覧

審査会日時	職 業	氏 名
平成28年5月12日 〔 平成27年年次報告書 に対する意見聴取 〕	有人宇宙システム株式会社技術顧問、元内閣衛星情報センター所長	國見 昌宏君
	一橋大学国際・公共政策大学院非常勤講師、前駐マレーシア大使	中村 滋君
	特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長	三木由希子君
平成29年5月15日 〔 平成28年年次報告書 に対する意見聴取 〕	三井住友銀行顧問、元内閣情報官	三谷 秀史君
	ジャーナリスト	春名 幹男君
	特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長	三木由希子君
平成30年5月21日 〔 平成29年年次報告書 に対する意見聴取 〕	前内閣情報官	植松 信一君
	日本大学危機管理学部教授	小谷 賢君
	専修大学教授	山田 健太君
令和元年5月20日 〔 平成30年年次報告書 に対する意見聴取 〕	元警視総監 元内閣危機管理監	米村 敏朗君
	公立大学法人兵庫県立大学理事長 ひょうご震災記念21世紀研究機構理事長	五百旗頭真君
	原後綜合法律事務所代表弁護士	三宅 弘君

XI 活動経過一覧表

年 月 日	事 項
平成 25 (2013)	
10. 15	第 185 回国会（臨時会）召集（会期 55 日間 12. 8まで）
10. 25	特定秘密の保護に関する法律案（内閣）提出
11. 26	本会議にて、同法案議決（修正）
12. 6	参議院本会議にて、同法案可決、成立
12. 13	特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）公布
平成 26 (2014)	
1. 24	第 186 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6. 22まで）
5. 30	国会法等の一部を改正する法律案（自民・公明）提出
6. 5	衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案（いずれも自民・公明）提出
6. 13	本会議にて、国会法等の一部を改正する法律案可決、衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案議決（いずれも修正）
6. 20	参議院本会議にて、国会法等の一部を改正する法律案可決、成立
9. 29	第 187 回国会（臨時会）召集（会期 54 日間 11. 21解散）
10. 14	政府が特定秘密の保護に関する法律施行令等を閣議決定
12. 10	特定秘密の保護に関する法律施行 ※法第 11 条（取扱者の制限）は平成 27 年 12 月 1 日から施行
	特定秘密の保護に関する法律施行令施行
	国会法等の一部を改正する法律施行
	衆議院規則の一部を改正する規則施行
	衆議院情報監視審査会規程施行
12. 24	第 188 回国会（特別会）召集（会期 3 日間 12. 26まで）
平成 27 (2015)	
1. 26	第 189 回国会（常会）召集（会期 245 日間 9. 27まで）
2. 26	本会議にて、情報監視審査会委員選任
3. 30	情報監視審査会委員の宣誓
	○情報監視審査会【第 1 回】
	・会長互選 額賀福志郎会長選出
5. 18	政府が情報保全諮問会議にて「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（案）を説明
6. 18	○情報監視審査会【第 2 回】 ・運営協議会設置について協議決定 ・内規各件の制定に関する件について協議決定

	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
6. 22	○情報監視審査会【第3回】 <ul style="list-style-type: none">・上川国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
7. 2	○情報監視審査会【第4回】 <ul style="list-style-type: none">・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、国家安全保障会議）
8. 19	○情報監視審査会【第5回】 <ul style="list-style-type: none">・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、法務省、公安調査庁、外務省）
8. 24	○情報監視審査会【第6回】 <ul style="list-style-type: none">・説明聴取及び対政府質疑（総務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省）
8. 27	○情報監視審査会【第7回】 <ul style="list-style-type: none">・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、国家安全保障会議、警察庁、公安調査庁、外務省）
9. 25	議長において、委員松本剛明君の辞任許可
11. 10	○情報監視審査会【第8回】 <ul style="list-style-type: none">・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、内閣官房、海上保安庁、法務省）
平成 28 (2016)	
1. 4	第 190 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6. 1まで) 本会議にて、後藤祐一君（民維ク）委員選任。宣誓
1. 20	○情報監視審査会【第1回】 <ul style="list-style-type: none">・特定秘密提示要求決議・委員派遣承認申請決議・説明聴取及び対政府質疑（独立公文書管理監、法務省）
1. 25	○委員派遣（行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査）
3. 23	○情報監視審査会【第2回】 <ul style="list-style-type: none">・説明聴取及び対政府質疑（独立公文書管理監、内閣官房）
3. 30	○情報監視審査会【第3回】 <ul style="list-style-type: none">・平成 27 年年次報告書の決定 額賀会長から大島議長に平成 27 年年次報告書を提出
4. 1	本会議にて、額賀会長が平成 27 年年次報告書について報告

4. 20	○情報監視審査会【第4回】 ・対政府質疑（外務省）
4. 26	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
5. 12	○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取
5. 18	○情報監視審査会【第6回】 ・岩城国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
8. 1	第191回国会（臨時会）召集（会期3日間 8.3まで）
8. 3	議長において、委員松本純君の辞任許可
8. 31	○海外派遣〔イギリス、ドイツ、アメリカ〕（欧米各国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査）
～9. 11	
9. 26	第192回国会（臨時会）召集（会期83日間 12.17まで） 本会議にて今津寛君（自民）委員選任。宣誓
10. 14	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監及び国家安全保障会議）
10. 17	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）
10. 26	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、公安調査庁及び経済産業省）
11. 9	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
11. 21	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公安調査庁、外務省、防衛省及び防衛装備庁） ・特定秘密提示要求決議
11. 30	○情報監視審査会【第6回】 ・特定秘密の提示（警察庁及び経済産業省） ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、経済産業省及び資源エネルギー庁）
平成29（2017）	
1. 20	第193回国会（常会）召集（会期150日間 6.18まで）
1. 30	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）

3. 6	○情報監視審査会【第2回】 ・情報監視審査会の傍聴許可
3. 29	○情報監視審査会【第3回】 ・平成28年年次報告書の決定 額賀会長から大島議長に平成28年年次報告書を提出
4. 4	本会議にて、額賀会長が平成28年年次報告書について報告
4. 27	○情報監視審査会【第4回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定
5. 15	○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取
5. 19	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
5. 31	○情報監視審査会【第6回】 ・金田国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
6. 5	○情報監視審査会【第7回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公文書管理課及び独立公文書管理監）
9. 2 ～9. 9	○海外派遣（オーストラリア及び韓国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査）
9. 28	第194回国会（臨時会）召集、衆議院解散
11. 1	第195回国会（特別会）召集（会期39日間 12. 9まで）
11. 2	本会議にて情報監視審査会委員の選任 情報監視審査会委員の宣誓
11. 14	○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 額賀福志郎会長選出
11. 22	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公文書管理課及び独立公文書管理監）
11. 30	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（国家安全保障会議、内閣官房、独立公文書管理監及び外務省）
12. 4	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省、警察庁、総務省及び法務省）
	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（公安調査庁、内閣官房、経済産業省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）

	12. 8	○情報監視審査会【第6回】 ・特定秘密提示要求決議
平成 30(2018)	1. 22	第196回国会（常会）召集（会期182日間 7.22まで）
	1. 26	○情報監視審査会【第1回】 ・特定秘密の提示（外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁） ・説明聴取及び対政府質疑（外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁）
	1. 31	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、公文書管理課）
	3. 6	○情報監視審査会【第3回】 ・情報監視審査会の傍聴許可
	3. 28	○情報監視審査会【第4回】 ・平成29年年次報告書の決定 額賀会長から大島議長に平成29年年次報告書を提出
	4. 3	本会議にて、額賀会長が平成29年年次報告書について報告
	4. 18	○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定
	5. 8	本会議にて、委員井出庸生君の辞任許可、渡辺周君（国民）委員選任
	5. 9	委員渡辺周君（国民）の宣誓
	5. 18	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
	5. 21	○情報監視審査会【第6回】 ・参考人からの意見聴取
	5. 31	○情報監視審査会【第7回】 ・特定秘密提示要求決議 ・委員派遣承認申請決議 ・内規の一部を改正する件について協議決定
	6. 6	○情報監視審査会【第8回】 ・上川国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告） ○委員派遣（行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査）
	7. 10	○情報監視審査会【第9回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）

	7. 28	○海外派遣（イスラエル、フィンランド及びデンマークにおける情報機関に対する議会の監視等の実情調査）
	～8. 5	議長において、委員渡辺周君の辞任許可
	9. 27	議長において、委員岩屋毅君の辞任許可
	10. 2	議長において、委員大塚高司君の辞任許可
	10. 4	議長において、委員大塚高司君の辞任許可
	10. 24	第197回国会（臨時会）召集（会期48日間 12.10まで） 本会議にて、委員額賀福志郎君及び今村雅弘君の辞任許可、 浜田靖一君（自民）、金田勝年君（自民）、江崎鐵磨君（自民）、 赤澤亮正君（自民）及び大島敦君（国民）を委員に選任 ○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 浜田靖一会長選出 新任委員の宣誓
	10. 31	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監及び国家安全保障会議）
	11. 6	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、警察庁、総務省、法務省、 公安調査庁及び経済産業省）
	11. 8	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
	11. 27	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）
	12. 6	○情報監視審査会【第6回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
平成 31(2019)		
	1. 28	第198回国会（常会）召集（会期150日間 6.26まで）
	3. 5	○情報監視審査会【第1回】 ・情報監視審査会の傍聴許可
	3. 26	○情報監視審査会【第2回】 ・平成30年年次報告書の決定 浜田会長から大島議長に平成30年年次報告書を提出
	4. 2	本会議にて、浜田会長が平成30年年次報告書について報告
令和元(2019)		
	5. 14	○情報監視審査会【第3回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定
	5. 20	○情報監視審査会【第4回】 ・参考人からの意見聴取

	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
6. 18	○情報監視審査会【第5回】 <ul style="list-style-type: none">・宮腰国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
8. 1	第199回国会（臨時会）召集（会期 5日間 8. 5まで）
10. 4	第200回国会（臨時会）召集（会期 67日間 12. 9まで） 本会議にて、委員江崎鐵磨君、赤澤亮正君及び大島敦君の辞任許可、小野寺五典君（自民）、大塚高司君（自民）及び篠原孝君（立国社）を委員に選任 新任委員の宣誓
10. 24	○情報監視審査会【第1回】 <ul style="list-style-type: none">・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
10. 29	○情報監視審査会【第2回】 <ul style="list-style-type: none">・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）
11. 5	○情報監視審査会【第3回】 <ul style="list-style-type: none">・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁）
11. 7	○情報監視審査会【第4回】 <ul style="list-style-type: none">・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
11. 12	○情報監視審査会【第5回】 <ul style="list-style-type: none">・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、防衛装備庁及び外務省）
11. 21	○情報監視審査会【第6回】 <ul style="list-style-type: none">・説明聴取及び対政府質疑（国家安全保障会議、警察庁、外務省、出入国在留管理庁、公安調査庁及び内閣官房）
12. 9	○情報監視審査会【第7回】 <ul style="list-style-type: none">・情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものとの決議
令和2（2020）	
1. 20	第201回国会（常会）召集（会期 150日間 6. 17まで）
3. 4	○情報監視審査会【第1回】 <ul style="list-style-type: none">・情報監視審査会の傍聴許可
3. 17	○情報監視審査会【第2回】 <ul style="list-style-type: none">・令和元年年次報告書の決定 <p>浜田会長から大島議長に令和元年年次報告書を提出</p>
3. 19	本会議にて、浜田会長が令和元年年次報告書について報告
6. 16	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告

	6. 17	○情報監視審査会【第3回】 ・衛藤国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
	9. 16	第202回国会（臨時会）召集（会期 3日間 9.18まで）
	10. 26	第203回国会（臨時会）召集（会期 41日間 12. 5まで） 本会議にて、委員浜田靖一君、後藤田正純君、金田勝年君、小野寺五典君、山内康一君及び篠原孝君の辞任許可、 松野博一君（自民）、山口俊一君（自民）、高市早苗君（自民）、柴山昌彦君（自民）、大島敦君（立国社）及び津村啓介君（立国社）を委員に選任
		○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 松野博一会長選出 新任委員の宣誓
	11. 17	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
	11. 24	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）
	12. 3	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁）
令和3（2021）		
	1. 18	第204回国会（常会）召集
	2. 9	本会議にて、委員大塚高司君の辞任許可、 盛山正仁君（自民）を委員に選任 新任委員の宣誓
	3. 16	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
	3. 18	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、防衛装備庁及び外務省）